

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区農人橋1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

延納から物納への変更の詳細固まる

平成6年度の相続税改正で、これまで不可能とされていた延納から物納への切り替えを認める措置が、いわば緊急避難的に手当されることとなり、各方面で注目を集めているが、この措置に関する適用対象等の詳細がほぼ固まった模様だ。

地価がピークのときに土地を相続し、土地売却により相続税を払おうと、いったん延納を選択した人の中には、その後の地価急落と不動産市場の冷え込みから、土地売却もできず、納税資金の手当にも窮して、分納税額の納付が困難となるケースが少なくなかった。

今回の措置は、これらの分納税額納付困難者を救済するためのもので、したがって、延納から物納への変更が認められるのは、地価が急上昇していた平成元年1月1日から平成3年12月31日までに土地所有者が死亡して土地相続が発生した場合に限られるということだ。

もちろん、預金財産がなく、延納税額の納付が困難なケースに限定されることはいうまでもない。

ただ、対象が土地相続であるため、仮に延納に係る分納税額の納付が困難な場合であっても、株式等による物納は認められない。

また、収納価額は、物納切り替え時の時価とされる方向も取り沙汰されていたが、相続開始時の評価額によることになりそうだ。

なお、延納から物納への切り替えの申請期間は、平成6年4月1日から同9月30日までの6カ月間に限定される見込み。

